

大阪府循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

条例では、廃棄物処理法の目的をより実効あるものとするため、第54条において、法に基づく命令等に従わない者について氏名等を公表する旨を規定。

平成17年度の法改正（10月施行）により、

- 上記条例の公表規定の一部と重複する公表規定が新設された。
- また、条例における公表制度の対象に追加すべき新たな命令が創設された。

これらの法改正を受けて、所要の改正を行った。

2 改正内容

改正前の条例第54条第1項を削除

改正前条例第54条第1項は、産業廃棄物管理票制度に係る違反行為に対する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかったときの氏名等の公表規定である。今回の法改正により、同様の規定が法第12条の6第2項において新設されたことから、条例における当該条項を削除した。

条例第54条第2項（改正前の条例第54条第3項）の規定に、法第12条の6第3項に規定する命令をしたときを追加

条例第54条第2項（改正前条例第54条第3項）は、法に基づく処分をしたときはその処分を受けた者の氏名等を公表することを定めた規定である。

今回の法改正により、産業廃棄物管理票制度に係る違反行為について勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、知事はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨の規定が新設された（法第12条の6第3項）。

このため、条例第54条第2項（改正前条例第54条第3項）による公表の対象に、上記命令を追加した。

公表をする場合の意見の聴取手続規定を整理（第54条第3項及び第55条関係）

上記の公表に係る条例規定の削除と、同様の規定が法第12条の6第2項において新設されたことに伴い、公表に際しての「意見聴取」の事前手続きについて、条例第54条に基づく公表については従前どおり同条第3項に、また、法第12条の6第2項に基づく公表については新たに第55条に規定することとした。

3 施行期日等

この改正条例は、平成17年10月28日（公布の日）から施行した。